報告第１４号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、交通事故による損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年１２月１日提出

淡路市長　戸　田　　敦　大

委任専決第５号

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について

次のとおり、交通事故による損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

令和８年１０月１５日

淡路市長　戸　田　　敦　大

１　損害賠償の額　１７１，５３０円

２　相手方の住所及び氏名

（１）　住所　淡路市[redacted]

（２）　氏名　[redacted]

３　和解条項

（１）　淡路市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金１７１，５３０円を指定する口座に振り込む方法で支払う。

（２）　相手方と淡路市は、本件事故に関し、前号を除き、一切の債権債務がないことを確認する。

４　事件の概要

令和８年６月１１日午前９時４５分頃、市職員が運転する公用車が市道一本松田尻線を岩屋方面に向かって走行していたところ、淡路市久留麻１８番地３付近の交差点において、同車進行方向の右側から相手方が自転車を運転して直進しようと同交差点に進入し、当該公用車前方右側面と接触して転倒し、負傷するとともに、双方の車両が損傷した。